

Weekly Report

第710号
令和5年8月21日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

インボイス制度の対応に関するQ&A

本年10月1日からインボイス制度が始まり、インボイス発行事業者の売手は買手（課税事業者に限る）の求めに応じてインボイスを交付する義務があり、買手は仕入税額控除の要件として原則、インボイス等の保存が必要となります。

◆Q&A

Q. 10月1日以降に交付する請求書等からインボイス対応が必要？

A. インボイスの交付義務は「10月1日以降の取引」について生じるため、必ずしも10月以降に交付する請求書等から対応が必要となるわけではありません。例えば、9月中の取引について10月に請求書等を交付する場合、対応の必要はありません。

Q. 10月になっても登録通知が届かない場合は？

A. 10月までに通知が届かない場合、①取引先にインボイスの交付が遅れる旨を伝え、通知後に交付する、②登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す、③交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、登録番号を書類やメール等で知らせる、といった対

応が可能です。

Q. 売手から登録番号のない請求書等を受領後、登録番号のお知らせ等が申告期限までに届かなかった場合は仕入税額控除を行うことはできる？

A. 事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できた場合は、仕入税額控除が可能です。

Q. 受領したインボイスの登録番号は取引の都度、確認が必要？

A. 取引の都度、確認が必要となるものではなく、例えば、新規取引は確認する、継続的な取引は都度の確認はしない、といった対応が考えられます。

令和5年度の地域別最低賃金の改訂額は

令和5年度の地域別最低賃金について、先月に中央審議会が示した改定額の目安（全国加重平均41円の引上げ）などを参考として各都道府県の地方審議会が審議した結果、24県が目安を超える改定額を答申し、39円～47円の引上げとなりました。

これにより、答申された改定額の全国加重平均額は前年度比43円の引上げとなる1004円となります。なお、答申された改定額は関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で正式決定され、各都道府県で異なりますが10月1日～14日までに順次発効される予定です。改定額や発効日を厚労省ホームページ等で必ず確認しましょう。

生成AIサービスの利用に関する注意喚起

個人情報保護委員会は、ChatGPTをはじめとする生成AIサービスが普及し利用者が急増していることを踏まえ、個人情報取扱事業者等に対して利用に関する注意喚起を行っています。

これは入力した情報について、サービス提供者がAIの学習データとして利用する場合、個人情報取扱事業者が個人データを入力すると第三者に個人データを提供したことになり、あらかじめ本人の同意を得ていない場合は個人情報保護法の違反となることから注意が必要です。